

教育資金 1500 万円まで贈与税の非課税

父母・祖父母等直系尊属が教育資金を一括贈与した場合、子供(孫)1人につき 1500 万円まで贈与税がかからない特例が創設されました。

ただし、この特例を受けるためには、信託銀行・銀行・証券会社のいずれの金融機関とのあいだで教育資金管理契約を結び信託銀行等を通してお金の出し入れが行われることとなります。

そのため、当事者間で 1500 万円までの教育資金の贈与をおこなったとしてもそれは非課税にはなりません。

また、この特例措置は、H25.4.1～H31.3.31 までの贈与について適用されます。

2013 税制改正⑤

深津税務総合事務所